

廃棄物

福島県内の管理型処分場を活用した特定廃棄物の埋立処分

- 特定廃棄物埋立処分事業について、2017年11月17日に特定廃棄物等を搬入開始し、2023年10月31日に特定廃棄物の搬入を完了。
- クリーンセンターふたばにおいて、2023年6月1日に特定廃棄物の搬入を開始した。

特定廃棄物埋立処分施設の経緯	埋立対象物・搬入期間
<p>○2013.12.14 国が福島県・富岡町・楢葉町に受入れを要請</p> <p>○2015.12.04 県・富岡町・楢葉町から国に対し、事業を容認する旨、伝達</p> <p>○2016.04.18 特定廃棄物埋立処分施設(旧フクシマエコテッククリーンセンター)を国有化</p> <p>○2016.06.27 国と県、両町との間で安全協定を締結</p> <p>○2017.11.17 搬入開始</p> <p>○2018.8.24 特定廃棄物埋立情報館「リブルンふくしま」開館</p> <p>○2023.10.31 特定廃棄物の搬入を完了</p>	<p>【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 対策地域内廃棄物等○ 福島県内の指定廃棄物○ 双葉郡8町村の生活ごみ <p>【搬入期間】</p> <ul style="list-style-type: none">○ 対策地域内廃棄物等及び、福島県内の指定廃棄物は約6年(2023年10月に完了)○ 双葉郡8町村の生活ごみは10年間 (今後、2027年11月頃まで埋立処分を継続予定) 
クリーンセンターふたばの経緯	埋立対象物・搬入期間
<p>○2019.08.05 双葉地方広域市町村圏組合、福島県、環境省での基本協定書の締結</p> <p>○2020.08.07 双葉地方広域市町村圏組合、環境省での実施協定の締結</p> <p>○2020.12 環境省による整備工事開始</p> <p>○2021.02.18 双葉地方広域市町村圏組合、大熊町、福島県、環境省でのクリーンセンターふたばの周辺地域の安全確保に関する協定書の締結</p> <p>○2023.03.31 整備工事完了</p> <p>○2023.06.01 特定廃棄物の搬入を開始</p> <p>○2024.06.30 約1万袋を埋立完了</p>	<p>【埋立対象物】(10万Bq/kg以下のものを埋立対象としている)</p> <ul style="list-style-type: none">○ 双葉郡内8町村の生活ごみ (2027年11月頃以降)○ 双葉郡内のインフラ整備等の産業廃棄物及び事業系一般廃棄物○ 傷害困難区域内の特定復興再生拠点区域の被災建物等解体撤去等に伴って生じた特定廃棄物 

福島県内で発生した10万Bq/kg以下の指定廃棄物等については、既存の管理型処分場（特定廃棄物埋立処分施設、クリーンセンターふたば）を活用して、速やかに埋立処分を実施します。

特定廃棄物埋立処分施設において、本事業を実施するに当たっては、2013年12月に福島県に対して、中間貯蔵施設と併せて受入要請を行ったのち、地元の富岡町及び楢葉町や議会、住民への説明を行ってきました。

その後、2015年12月に福島県及び富岡町・楢葉町から、事業の実施を容認いただき、2016年4月には既存の管理型処分場を国有化するとともに、同年6月には、国と県及び2町の間で安全協定を締結しました。これ以後、必要な準備工事等を進め、2017年11月から2023年10月にかけて特定廃棄物の搬入を行いました。さらに、2018年8月に運営を開始した特定廃棄物埋立情報館「リブルンふくしま」を通じた積極的な情報発信に努めています。

また、特定復興再生拠点区域の整備に伴う廃棄物等の処分については、2019年8月5日に、双葉地方広域市町村圏組合、福島県及び環境省の間で、同組合が所有する管理型処分場（クリーンセンターふたば）を活用することに関する基本協定を締結し、2023年6月に特定廃棄物の搬入を開始しました。

放射性物質に汚染された廃棄物の着実な処理のため、今後も安全確保を大前提として適切に事業を進めるとともに、地元住民の皆様との更なる信頼関係の構築に努めています。

本資料への収録日：2016年1月18日

改訂日：2025年3月31日